

令和 7 年度 第 5 回石巻市 D X 推進本部

審議

提出 日：令和 8 年 3 月 3 0 日

担当部・課：復興企画部 D X 推進課〔内線 4 2 6 8〕

教育委員会事務局、市議会事務局、
選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、
公平委員会事務局、農業委員会事務局、
固定資産評価審査委員会事務局

① 件 名
石巻市情報セキュリティポリシーの策定について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 地方公共団体は、法令等に基づき、住民の個人情報等の重要情報を多数保有するほか、代替することができない行政サービスを提供している。また、地方公共団体における業務の多くが情報システムやネットワークに依存していることから、住民生活や地域の社会経済活動を保護するため、情報セキュリティ対策を講じて、その保有する情報を守り、業務を継続することが必要となっている。</p> <p>今後、各種手続のオンライン利用の本格化や、情報システムの高度化等が進展することにより、情報システムの停止等が発生した場合、広範囲の業務が継続できなくなり、住民生活や地域の経済社会活動に重大な支障が生じる可能性も高まることから、全ての地方公共団体において、情報セキュリティ対策の実効性を高めるとともに、対策レベルを一層強化していくことが求められている。</p> <p>【目的】 国が発出するガイドラインに基づき石巻市情報セキュリティポリシーを策定することで、本市における情報セキュリティ対策の向上を図るもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 ・地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）</p> <p>【総合計画との整合性 総合計画の位置付け：〔有〕・無】 第 6 章 市民の声が共鳴し市民と行政が共に創るまち 第 2 節 持続可能な行財政運営の推進 〔個別計画との整合性〕 石巻市 D X 推進計画 B-⑤ セキュリティ対策の徹底</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>令和 6 年 6 月 地方自治法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 6 5 号）公布 令和 7 年 3 月 地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン発出 令和 8 年 3 月 関係機関と共同策定内容に関する協議</p>
⑤ 主な内容
<p>地方自治法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 6 5 号）が令和 8 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、同日までに地方公共団体、議会、その他委員会等にサイバーセキュリティの確保に関する方針の策定義務が生じている。</p> <p>策定に当たっては総務省の指針において、「首長部局と議会等の共同策定が可能」とされていること、また、「すでに情報セキュリティポリシーを策定している団体は、大臣指針を踏まえて必要に応じて見直しを行ったものをもって、改正地方自治法に基づく方針とすることができる」とされていることを踏まえ、市長訓令で定めていた石巻市情報セキュリティポリシーを見直すとともに、関係機関と共同策定しようとするもの。</p>

見直しに当たっては、総務省発出「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づき、主に下記のとおり内容の追加や文言の整理を行う。

【主な変更点】

① 適用範囲の変更に伴う運用形式の変更

※市長、市議会、ほか行政委員会で共同策定することを踏まえ、市長訓令として定めている現行の「石巻市情報セキュリティポリシー（令和5年石巻市訓令第21号）」を廃止し、4月以後、訓令によらない形式で「石巻市情報セキュリティポリシー」を運用するもの。

② 外部サービス（クラウドサービス）の導入や運用に関する規定の追加、整理

③ C I S O（最高情報セキュリティ責任者）を補佐する役割及びC I S Oが不在の際にC I S Oの職を代理で行う者として、C I O補佐官が兼ねる統括情報セキュリティ責任者の設置。

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

市全体のセキュリティ対策の実効性が向上することで、情報資産の漏えい等のリスク軽減が図られ、持続可能な行財政運営に資する。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

令和8年4月1日運用開始（地方自治法による義務付け規定のため、全地方公共団体が同様）

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

見直し後の情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティ対策の向上に関する庁内への周知徹底を図る。

⑨ その他